

油圧ショベル(クローラ式) 特定自主検査記録表

3 年 間 保 存

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための指針に基づく検査共用

証明書
発行日 2 年 9 月 8 日 様式SR-EHC-01-E
証明書
発行No. 9-31 標章
No. 1133543

メーカー名 <u>ヤンマー</u>		管理 No. <u>DX-083</u>		使用者住所 氏名又は名称 <u>中城村字久場1991番地 町田機工株式会社</u>	
型式 <u>V1030-6</u>		稼働 時間 <u>973</u> h		機械管理者氏名 <u>町田 宗才</u>	
製造 番号 <u>6G498</u>		性能 <u>0.09m³</u>		検査業者登録番号 <u>第 17 号</u>	
検査 実施場所 <u>中城 (寄)</u>		検査業者又は事業者 住所・名称 責任者名 <u>沖縄市登川3458番地 マチダテクノ(株) 又吉 悟</u>			
検査 年月日 <u>2 年 9 月 8 日</u>		検査者 氏名 <u>山田 豊</u>			

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修 内容	
					良	不良		
エンジン	1	本体	a ★始動性 <u>わかり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動</u> b ★回転の状態 <u>スロセルの作動、回転具合</u> <u>スロリング回転 (980 min⁻¹)、無負荷最高回転 (2000 min⁻¹)</u> c ★排気の状態 <u>排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ</u> d ★エアクリナー <u>ケースの亀裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷、細塵</u> e ★締付け <u>シリンダーヘッド、マニホールドの取付</u> f ★弁すき間 <u>弁すき間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm)</u> g ★圧縮圧力 <u>圧縮圧力 (MPa) 1 2 3 4 5 6</u> h ★噴射圧力 <u>噴射圧力 (MPa) 1 2 3 4 5 6</u> i ★噴霧状態 <u>噴霧状態 良○・不良×</u> j ★過給器 <u>異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ</u> k ★エンジンマウント <u>ブラケットの亀裂・変形・緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化</u>	目視、操作、聴診 目視、操作、聴診 回転計 目視、操作、聴診 トルクレンチ シックネスゲージ 圧縮圧力計 ノズルテスター 目視、ノズルテスター 目視、聴診 目視、レンチ等	☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☒	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	電子制御 電子制御	補修 C
	2	★潤滑装置	<u>油量、汚れ、油漏れ、オイルエレメントの汚れ・損傷</u>	目視	☒	☐	2	
	3	★燃料装置	<u>燃料漏れ、ホースの損傷・劣化、*エレメントの汚れ・目詰まり</u>	目視	☒	☐		
	4	★冷却装置	<u>水量、汚れ、水漏れ、目詰まり、ホース損傷・劣化、ラジエーターキャップ機能・損傷、ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カバー・ダクト等の亀裂・損傷・変形・取付</u>	目視、触診、スケール	☒	☐		
	5	★電気装置	<u>充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷</u>	目視、触診、電圧電圧計	☒	☐		
	6	エアコンプレッサー	<u>異音、異常振動、エア漏れ、油漏れ、タンク内凝水、作動</u>	目視、操作、聴診、圧力計	☐	☐		
	7				☐	☐		
	走行装置	8	起動輪、遊動輪	<u>亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ</u>	目視、聴診、触診、探傷器	☒	☐	
		9	上部ローラー、下部ローラー	<u>亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ</u>	目視、スケール、パス	☒	☐	
		10	履帯	<u>チェーン亀裂・変形・摩耗、取付、リンク・ブッシュ亀裂・摩耗、ピン長さ、たわみ、ピン抜け、ゴムパット(取付・劣化・摩耗)</u>	目視、スケール、探傷器	☒	☐	
		11	ゴム履帯	<u>スチールコード切断・損傷、ゴム(欠け・老化・摩耗)、心金脱落、たわみ</u>	目視、スケール	☐	☐	
12		履帯調整装置	<u>作動、調整ボルト・ナット・ロッド・ヨークの亀裂・変形、腐食・摩耗、シリンダー油漏れ</u>	目視、操作、探傷器	☐	☐		
13		走行減速機	<u>異音、異常発熱、ケース亀裂・損傷、取付、油量、汚れ、油漏れ</u>	目視、聴診、触診	☐	☐		
14					☐	☐		
制動	15	駐車ブレーキ	<u>効き</u>	目視、操作	☐	☐		
	16				☐	☐		
作業装置	17	ブーム、アーム、バケット、リンク	<u>亀裂、変形、摩耗、がた、取付、ピンシール損傷</u>	目視、操作、ノギス、探傷器	☐	☐		
	18	ツース	<u>脱落、がた、摩耗</u>	目視、触診	☐	☐		
	19	ブレード	<u>亀裂、変形、摩耗、がた、取付</u>	目視、操作、探傷器	☐	☐		
	20	フック	<u>変形、摩耗、亀裂、外れ止め機能・損傷</u>	目視、操作、ノギス	☐	☐		
	21				☐	☐		
油圧装置	22	作動油タンク	<u>*油量・汚れ、油漏れ、エア漏れ、ブリーザー目詰まり、取付</u>	目視、石けん水	☐	☐		
	23	フィルター	<u>*汚れ・目詰まり、油漏れ</u>	目視、触診	☐	☐		
	24	配管(ホース類、高圧パイプ)	<u>亀裂、損傷、老化、ひび割れ、ねじれ、油漏れ、取付</u>		☐	☐		
	25	油圧ポンプ	<u>油漏れ、異常振動、異音、異常発熱、*負荷時吐出量・吐出圧</u>	目視、聴診、触診、 テストター	☐	☐		
	26	油圧モーター	<u>油漏れ、異常振動、異音、異常発熱</u>	旋回用 冷却用 走行用	☐	☐		
	27	油圧シリンダー	<u>作動、油漏れ、伸縮量、打痕、亀裂、曲がり、擦り傷</u>	ブーム用 ブレード用 アーム用 スイング用 バケット用 オフセット用	目視、操作、スケール、 タイマー	☐	☐	

3 年 間 保 存

DX-083

区分	No.	検 査 箇 所	検 査 内 容	検 査 方 法	検査結果		補 修 内 容		
					良	不良			
油 圧 装 置	28	コントロール弁 (方向、圧力、流量、逆止め、電磁弁)	作動、油漏れ、取付、異音、異常発熱	目視、操作、聴診、触診	✓				
	29	回転継手	回転状態、油漏れ、異音		✓				
	30	オイルクーラー	冷却効果、目詰まり、変形、損傷、油漏れ モーターの異常振動・異音・異常発熱	目視、聴診、触診	✓				
操 作	32	操作レバー	ストローク、がた	目視、操作、スケール	✓				
	33								
安 全 装 置 ・ 車 体 関 係 等	34	下部架台フレーム、ブラケット	亀裂、変形、ヒューズ部摩耗、取付	目視、スケール、探傷器	✓				
	35	旋回フレーム、ブラケット	亀裂、変形、取付	目視	✓				
	36	旋回ベアリング、旋回ギヤ	引っ掛かり、異音、ギヤ亀裂・摩耗、取付、シール損傷	目視、操作、聴診、トルクレンチ	✓				
	37	旋回減速機	異音、異常発熱、油温、汚れ、油漏れ、取付	目視、操作、聴診、触診	✓				
	38	旋回ロック	効き、亀裂、損傷、油漏れ、ボース損傷・老化		✓				
	39	レバーロック、ペダルロック	効き、損傷、変形	目視、操作	✓				
	40	キャブ、カバー	亀裂、変形、腐食、雨漏り、ドア等開閉、ロック・キー作動、 ガラスのがた・損傷		✓				
	41	カウンターウエイト	取付	目視、スケール	✓				
	42	座席(調整機構、シート、シートベルト)	作動、損傷、取付	目視、操作	✓				
	43	昇降設備、滑り止め	亀裂、損傷、変形、取付	目視	✓				
	44	表示板	損傷、取付		✓				
	45	灯火装置、警音器、方向指示器 窓拭き器、デフロスター等	作動、取付、レンズ損傷、浸水	目視、操作		✓	A		
	46	計器類	作動	目視	✓				
	47	後写鏡、反射鏡、カメラ	汚れ、損傷、写影、取付		✓				
48	給油脂	給油脂状態、自動給油脂装置作動	目視、操作		✓	L			
49									
総 合	50	総合テスト	作動、異常振動、異音、異常発熱	操作、聴診、触診	✓				
排ガス装置	51	★ ★ 一酸化炭素等発散防止装置	触媒等の緩み・損傷、排気温度警告装置の配線緩み・損傷、 排ガス減少装置のホース・パイプの緩み・損傷	目視、聴診、レンチ等	✓				
事 業 者 等 の 要 請	次回特定自主検査実施年月 3 年 9 月								
	検査前点検点検して下す								
補 修 等 の 措 置 内 容									
照合No.	補修箇所及び不具合状況		補修年月日	補 修 実 施 内 容					
1	エンジンブレーキ		2.9.8	清掃					
2	エンジンオイル		1	補充					
45	作業灯		1	修理					
48	燃料		1	注入					
1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。 5. ★印は「安全法」と「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るための指針」との共通検査項目であり、★★印は同指針のみの検査項目である。									
備 考	記 号	交換	分解交換	修理	調整	締付	清掃	給油	該当なし
		×	⊗	△	A	T	C	L	—